令和5年第1回入間東部地区事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年3月14日

入間東部地区事務組合管理者 林 伊 佐 雄

- 1 期日 令和5年3月23日(木)午前10時
- 2 場所 入間東部地区事務組合大講堂(4階)

# ○応招・不応招議員

## 応招議員(15名)

| 1番  | 佐 | 野 | 正 | 幸 | 議員 | 2   | 番   | 村 | 元 |    | 寛          | 議員 |
|-----|---|---|---|---|----|-----|-----|---|---|----|------------|----|
| 3番  | 近 | 藤 | 善 | 則 | 議員 | 4   | 番   | 伊 | 藤 | 美枝 | <b>泛</b> 子 | 議員 |
| 5番  | 細 | 谷 | 光 | 弘 | 議員 | 6   | 番   | 内 | 藤 | 美佐 | 三子         | 議員 |
| 7番  | 田 | 中 | 栄 | 志 | 議員 | 8   | 番   | 篠 | 田 |    | 剛          | 議員 |
| 9番  | 大 | 築 |   | 守 | 議員 | 1 0 | 番   | 小 | 高 | 時  | 男          | 議員 |
| 11番 | 鈴 | 木 |   | 淳 | 議員 | 1 2 | 番   | 久 | 保 | 健  | $\vec{-}$  | 議員 |
| 13番 | Ш | 畑 | 勝 | 弘 | 議員 | 1 4 | 番 : | 塚 | 越 | 洋  | _          | 議員 |
| 15番 | 本 | 名 |   | 洋 | 議員 |     |     |   |   |    |            |    |

## 不応招議員(なし)

## 令和5年第1回入間東部地区事務組合議会定例会議事日程

令和 5 年 3 月 2 3 日 (木) 午前 1 0 時 開 会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 管理者施政方針

### 日程第 4 議案審議

第1号議案 令和4年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算 (第3号)

第2号議案 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関す る条例

第3号議案 令和5年度入間東部地区事務組合一般会計予算

第4号議案 監査委員の選任について

#### 日程第 5 委員会提出議案審議

委第1号議案 入間東部地区事務組合議会個人情報の保護に関する条例

日程第 6 閉会中の継続調査の申し出について

閉 会議会議長

......

#### △出席議員(15名)

1番 佐 野 正幸 議員 2番 村 元 寛 議員 3番 近 藤 善 則 議員 4番 伊 藤 美枝子 議員 5番 細 光 弘 議員 6番 藤 美佐子 議員 谷 内 田中栄志 7番 議員 8番 篠 田 剛 議員

 9番
 大築
 守議員
 10番
 小高時男議員

 11番
 鈴木
 淳議員
 12番
 久保健二議員

 13番
 川畑勝弘議員
 14番
 塚越洋一議員

15番 本名 洋議員

.....

△欠席議員 な し

関根

敏 行

.....

△本会議に職務のため出席した者の職氏名

△地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

西消防署長

管 理 副管理者 林 伊佐雄 者 高 畑 博 星 野 光 弘 副管理者 今 井 等 会計管理者 髙 橋 映 治 平 野 健太郎 事 務局長 次 長 総務課長 防 木 村 誠 消 長 中川一 諭 次 長 消防総務課長 防 課 長 警 防 課 長 石 塚 孝 予 大 野 一 郎 小 嶋 学 急 課 長 長谷川 義 兼 指揮統制課長 救

上 田 安 孝

東消防署長

.....

○久保健二議長 おはようございます。本日は、令和5年第1回入間東部地区事務組合議会定例会に早朝よりお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。また、議会におかれましては定例会中ということもあり、大変お忙しい中お集まりをいただきましたこと、感謝申し上げます。

本日の協議事項ですが、補正予算から一般会計予算と消防運営に関わります大変重要な事項となります。この後、各議員におかれましては、慎重審議いただきますことをお願い申し上げまして、早速議事に入ります。

また、開会前にご報告申し上げます。議案配付の際、令和4年度下期組合行政執行状況報告書及び令和4年入間東部地区事務組合消防力等の現況を配付いたしました。また、管理者施政方針を本日お手元に配付しておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

.....

△開会及び開議の宣告(午前10時02分)

o 久保健二議長 ただいまの出席議員は15人です。

議員の出席が定足数に達しておりますので、議会の成立を認め、ただいまから令和5年第 1回入間東部地区事務組合議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

.....

- ◎議会運営委員長の報告
- o 久保健二議長 議会運営委員会の報告を求めます。

塚越委員長。

**○ 塚越洋一議会運営委員長** 本日 9 時30分より議会運営委員会を開催し、本定例会における議事 運営について協議しましたので、報告します。

提出議案については、初めに、管理者提出議案として令和4年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算(第3号)、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例、令和5年度入間東部地区事務組合一般会計予算、監査委員に選任についての4件です。

続いて,委員会提出議案として,入間東部地区事務組合議会個人情報の保護に関する条例が1件です。

次に、資料要求書の提出及び一般質問の通告はなかったことを確認しました。

また、閉会中における継続調査の件について、議長宛てに申出を行うことに決定しました。 会期については、執行部から提出議案の概要説明を受け、協議した結果、本日1日とする ことに決定しました。

次に、日程については、お手元に配付されております議事日程(案)のとおりにすること に決定しましたので、議事日程(案)の(案)を二重線等で消してください。

以上,本定例会の運営が円滑に行われますよう皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして,報告とします。

**o 久保健二議長** ただいまの委員長報告に対し、質疑をお受けいたします。質疑のある方は順次 発言をお願いいたします。

[「なし」という声あり]

o 久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で議会運営委員会の報告を終了いたします。

.....

△日程第1 会議録署名議員の指名

○久保健二議長 日程第1,会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番・内藤美佐子議員、7番・田中栄 志議員を指名いたします。

.....

△日程第2 会期の決定

○久保健二議長 日程第2,会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ご ざいませんか。

[「異議なし」という声あり]

o 久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

......

- ◎例月出納検査結果の報告
- o 久保健二議長 ここで,ご報告いたします。

例月出納検査の結果報告の写しはお手元に配付しております。

.....

- ◎出席説明員の報告
- ○久保健二議長 地方自治法第121条の規定による説明員は、お手元に配付しております説明員一 覧表のとおりとなっておりますので、ご了承お願いいたします。

.....

△日程第3 管理者施政方針

**o 久保健二議長** 日程第3,管理者施政方針を行います。

林管理者。

o林 伊佐雄管理者 皆さん, おはようございます。

本日ここに、令和5年第1回入間東部地区事務組合議会定例会が開催され、令和5年度一般会計予算についてご審議をお願いするに当たり、組合の現況と令和5年度における施策の概要を申し上げ、議員各位及び住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から4年目を迎え、今月13日からマスク着用が任意となり、5月にも5類感染症への移行が想定されるなど、コロナ禍前の日常に近づく明るい兆しが少しずつ見え始め、ポストコロナ元年としてスタートする1年となります。

当組合におきましては、行政サービスを安定的に提供するという社会的使命を果たすため、 消防及び衛生行政の機能に重大な障害が生じることがないよう、今後も公私両面での感染防 止対策を徹底するとともに、様々な対策を講じながら職務に精励し、果たすべき役割の中で 社会情勢の変化に合わせた最大限の対応を行ってまいる所存でございます。

続きまして,管内の災害状況及びこれに対応する消防活動実績につきまして申し上げます。 令和4年中の当管内の火災発生件数は39件で,前年比19件減少し,損害額につきましては 7,446万円となり,前年比4,865万6,000円の減額となっております。

次に、令和4年中の救急出場件数は1万4,970件で、前年比2,884件増加し、過去最高の出場件数となりました。増加に転じた要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症等による搬送件数の増加が大きなものとなっております。なお、新型コロナウイルス感染症が疑われる救急搬送件数は、令和4年中に973件を数え、そのうち陽性者数は720名でございました。

このような状況の中、医療機関への受入れ照会4回以上かつ現場滞在時間30分以上の救急搬送困難事案につきましては、令和4年中に627件発生しており、8月には新型コロナウイルス第7波の影響により124件、12月には第8波の影響により108件の事案が発生しております。

続きまして、令和4年中の救助支援出場は、1,213件で、前年比217件の増となりました。 次に、埼玉県ドクターへリコプターの当組合における令和4年中の要請は44件で、前年比 12件の増加となりました。

次に、令和4年中の救助出場件数は、265件でございました。内容といたしましては、火災 や交通事故、建物や機械事故による救助事案に出場し、94名の方を救助しております。

これらの諸活動の状況,実績を踏まえ,消防活動の当面の課題と主な施策について順次申し上げます。

初めに、消防活動の基本体制として、近年猛威を振るう集中豪雨や台風、地震などの自然 災害を含めた大規模災害に対応するため、今後、より一層消防職員と消防団員が協力して、 管内住民の皆様の安心安全の確保を図ってまいります。

次に, 常備消防関係事業の取組についてでございます。

まず、車両関係につきましては、納入から15年が経過している、指揮統制課に配備の指揮車、ふじみ野分署に配備の水槽付消防ポンプ自動車及び富士見分署に配備の高規格救急自動車の計3台を更新いたします。なお、ふじみ野分署に配備の水槽付消防ポンプ自動車及び富士見分署に配備の高規格救急自動車につきましては、緊急消防援助隊の登録車両となることから全国各地で発生する大規模災害に出動する車両となります。また、各車両ともに管内の地域特性を考慮した仕様としており、最新鋭の装備の導入を図ることで、消防力の強化につなげてまいります。

次に、消防業務の中核となる高機能消防指令システムにつきましては、供用開始から9年が経過しております。今後の取組として、令和5年度に実施設計を進め、令和6年度、7年度の2か年で指令システム及び消防デジタル無線の全更新を実施してまいります。業務に支障を来さず、かつ組合にとり最適な指令システムを導入するため、長期的な視点を持ち、しっかりとした準備を進めてまいります。

次に、警防業務については、複雑多様化する各種災害に対応するため、隊員の育成が大変 重要な課題となっております。各所属における教育訓練をはじめ、埼玉県消防学校におきま して警防科、実火災訓練教育及び警防活動教育などの専門教育を通じ、知識と技術の習得に 努めてまいります。

次に、救助業務の取組についてでございます。救助隊員の育成につきましては、埼玉県消防学校の救助科への入校により育成を図っております。また、救助隊員が一堂に会し、競い、学ぶことを通じて模範となる救助隊員を育成するため、消防救助技術指導会に出場いたします。地区指導会等を勝ち抜き、最終目標といたします全国大会が北海道札幌市におきまして8月25日に開催される予定です。住民の皆様の期待に応えるべく、さらなる救助技術の向上を図ってまいります。

次に、救急業務の取組についてでございます。救急隊員の養成につきましては、埼玉県消防学校救急科へ合計9名の職員を入校させ、資格取得を目指してまいります。また、令和3年度から救急隊を増隊し、救急活動の充実を図っておりますが、さらなる取組といたしまして、救急救命士の養成を加速させるため、救急救命士埼玉県養成課程及び東京研修所へ救急隊員各1名を入校させ、国家資格の取得を目指してまいります。そのほか、現役救急救命士の技術や知識の強化を図るため、埼玉医科大学総合医療センターをはじめ、イムス富士見総合病院及びイムス三芳総合病院において教育実習に取り組んでまいります。

続きまして、応急手当の普及啓発活動につきましては、応急手当講習や救命講習を定期的に開催するとともに、正しい救急知識や救命技術を習得していただくため、当組合のホームページや構成市町の広報紙などを通じて周知することで、応急手当の普及啓発活動に努めてまいります。

次に、火災予防業務の取組についてでございます。令和3年12月17日に大阪市北区において発生した多数の死傷者を伴うビル火災を踏まえて実施しております特別査察を継続してまいります。この査察は直通階段が一つの防火対象物が集中する市街地等の対象物について、避難施設及び防火戸の維持管理の徹底を図ることを目的に実施しております。令和4年度は、これまで229件の特別査察を実施し、避難障害等の違反が18件確認されましたが、関係者によりおおむね是正されております。

また、住宅用火災警報機の設置につきましては、全国の設置率平均84%に対し、管内の設置率は63%となっております。住宅火災による死者をなくすため、全ての住宅への設置に向け、春、秋の火災予防運動及び各種訓練会場等で設置に関する呼びかけを行ってまいります。

続きまして,予防査察員の育成といたしまして,高度な知識と技術の習得を図り,消防法令違反に対する違反処理等の対応を行うため,職員研修を定期的に行ってまいります。

次に、非常備消防業務の取組についてでございます。

消防団の装備の強化といたしましては、車両総重量3.5トン未満の消防ポンプ車両に更新することで、これからの新入団員が普通免許で運転できる車両の購入を行ってまいります。

次に、消防団員の育成といたしまして、埼玉県消防学校の基礎教育課程や初級幹部科等の 消防団教育の機会を活用し、知識と技術の習得に努めてまいります。また、消防職員との連 携を強化するため、合同訓練を実施してまいります。

次に, 衛生行政の取組についてでございます。

初めに、浄化センターの処理状況でございますが、昨年4月から本年2月末日までの搬入量は7,776キロリットルとなり、前年同期と同程度となっております。浄化センターから排出する処理水につきましては、これまでの施設での水質改善対策に併せ、搬入される浄化槽汚泥などの性状が疑わしい場合は、構成市町環境課と連携し、搬出元に立入調査に入り改善指導を行うことで水質の安定化を図ってまいります。

続きまして、しののめの里の利用状況でございます。昨年4月から本年2月末日までの火葬件数は3,482件、式場利用件数は505件で、前年と比べ火葬は301件、式場利用は77件増となっております。

しののめの里は供用開始から15年を経過し、近年、空調設備の不具合が生しでいることから、その更新に当たり施設稼働への影響を最小限とするよう、空調設備更新工事設計を実施いたします。

また、火葬設備等についても計画的な修繕を実施し、長寿命化への取組を継続いたします。 最後に、組合職員の人材育成につきましては、新規採用職員から課長級職員まで階層ごと に、その職務遂行に必要な知識の習得や能力開発、意識改革を目指し、彩の国さいたま人づ くり広域連合が主催する職員研修への派遣を行い、特に新規採用から5年間を研修強化期間 と位置づけ、早期の能力開発のため、重点的に研修を実施してまいります。

また、よりよい職場環境づくりのため、各種研修機会を通じ、職員の意識向上を図ってまいります。

以上、組合の現況と令和5年度における施策の概要を述べさせていただきました。

今後におきましても、地域の安心安全と快適な生活環境の向上を目指し、構成市町と連携を図りながら、消防・衛生行政の円滑な運営と推進に、職員一丸となって全力で各施策に取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、 管理者施政方針といたします。

.....

### △日程第4 議案審議

- ◎第1号議案 令和4年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算(第3号)
- ◎第2号議案 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- ◎第3号議案 令和5年度入間東部地区事務組合一般会計予算
- ◎第4号議案 監査委員の選任について
- o 久保健二議長 日程第4,議案審議を行います。

これより本定例会に提出されました議案の上程を行います。

職員に議案名を朗読させます。

- o 新井良輔事務職員 (議案名朗読)
- o 久保健二議長 以上、議案 4 件を上程いたします。

これより管理者から提案理由の説明を求めます。

林管理者。

**o林** 伊佐雄管理者 それでは、本定例会に上程いたしました議案の提案理由を申し上げます。 初めに、第1号議案 令和4年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算(第3号)でご ざいますが、歳入歳出予算を補正する必要が生じましたので、地方自治法第96条第1項第2

号の規定により、提出するものでございます。

次に,第2号議案 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例でございますが,個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い,関係条例の整備を行いたく,地方自治法第96条第1項第1号の規定により,この案を提出するものでございま

す。

次に,第3号議案 令和5年度入間東部地区事務組合一般会計予算でございますが,令和5年度の当初予算を定めたく,地方自治法第96条第1項第2号の規定により,提出するものでございます。

最後に、第4号議案 監査委員の選任についてでございますが、監査委員の任期満了による後任として玉田修氏を監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項及び第96条第1項第15号の規定により、この案を提出するものでございます。

提案理由は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**o 久保健二議長** 以上で議案の上程を終了いたします。

第1号議案 令和4年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算を議題といたします。 担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

**o 平野健太郎事務局長** 第1号議案 令和4年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが,参考資料1の令和4年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算(第3号)概要を御覧ください。

初めに,歳入歳出予算補正額につきましては,既定の歳入歳出予算にそれぞれ600万4,000円を増額補正し,補正後の予算額を45億6,873万6,000円とするものでございます。

歳入の内容についてご説明いたします。まず、①, 県支出金でございますが、新型コロナウイルス感染症患者等の移送関係委託金として570万4,000円を計上しております。これは、埼玉県との協定に基づき、1件当たり2万3,000円が委託金として支払われるものでございます。

次に、②の寄附金につきましては30万円を計上しております。こちらは、中高層建築物建設により事業者から協力金として寄附を受けたものでございます。

次に, (3) の歳出の内容についてご説明します。①, 救急費につきましては, 県支出金の補正に伴う財源補正となります。

②の消防署費につきましては、救急出動件数の増加及び新型コロナウイルス感染症患者等の搬送件数の増加に伴いまして、時間外勤務手当、特殊勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当をそれぞれ補正いたします。

③の基金積立金30万円につきましては、受け入れた寄附金を消防装備近代化基金へ積み立てるものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

o 久保健二議長 これより質疑に入ります。

マスクの着用により聞き取りづらいことがありますので、発言はマイクに向かって行うようお願いいたします。

それでは, 質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

内藤美佐子議員。

○6番内藤美佐子議員 内藤です。1点教えていただきたいものがございます。

寄附金で、当初予算ではきっと30万計上されていたと思うのですけれども、また上乗せで30万ということで、この件について、説明では事業者から協力金はもう受けたというお話だったのですけれども、これは30万の当初予算では、例えば足りなくてというか棟数が増えてなのか、それとも1棟が例えば高層、何メートル以上だとか何階以上というところで平米数が大きかったということなのか、教えていただきたいと思います。

- o 久保健二議長 消防長。
- o木村 誠消防長 お答えいたします。

この30万につきましては、ふじみ野市大原地内に建設されたマンション、集合住宅の建築に伴う協力金でございます。私ども一定規模の建物を建築する際には、協力金としてお願いしているものでございますが、そのお願いする規模よりも額はかなり小さいものではありましたが、30万円寄附をいただくというものでございます。

- o 久保健二議長 内藤美佐子議員。
- o 6 番内藤美佐子議員 内藤です。

もういただいたということで、では積算根拠などは、今の答弁ではそれだけ大きいものではなかったけれども、30万いただいたというふうに受け止めたのですけれども、それでよろしいでしょうか。

- o 久保健二議長 消防長。
- **o木村 誠消防長** 逆で、本来その積算するのであればもっと大きな額になるのですが、それよりも小さい額で、これでお願いしたいということですので、あくまでこれ協力金、寄附ですので、かなり額は小さいのですけれども、いただいたということでございます。

以上です。

- o 久保健二議長 内藤美佐子議員。
- **o6番内藤美佐子議員** ありがとうございます。これは要綱等があって、積算の基準があると思 うのですが、それを教えていただけますか。
- o 久保健二議長 暫時休憩いたします。

.....

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時33分

.....

o 久保健二議長 再開いたします。

ただいまの内藤美佐子議員の質問に対しましての答弁は後ほどさせていただきます。よろ しくお願いいたします。

ほかに質疑ある方。

近藤善則議員。

- **o3番近藤善則議員** 同じところなのですけれども、先ほどの答弁の中で、積算した額よりも少ないという答弁があったのですけれども、積算した額は幾らなのですか。
- o 久保健二議長 消防長。
- •木村 誠消防長 申し訳ありません。今ちょっと手元に資料がないので、正確な額は分からないですが、平米数に対して500円を掛けた額がお願いする額になってきます。 以上です。
- o 久保健二議長 近藤善則議員。
- ○3番近藤善則議員 一応積算したということを言っているので、額は出ていると思うのです。 それと、あとこのように過去の事例として、積算した額よりも、大体同じような額の寄附を いただいているのですか、今まで。それとも今回のように少ない額でもいただいているのか、 その点について。
- o 久保健二議長 消防長。
- o木村 誠消防長 お答えいたします。

積算した額よりも少なくいただいているというのが最近の現状でございます。アスクルでもいただいたのですが、積算した額といいますか、私どものほうで、この規模だとこの額になりますがという話はするのですけれども、それ以下の額でアスクルのときも出していただいております。

以上です。

- o 久保健二議長 近藤善則議員。
- **o3番近藤善則議員** 議長にお願いなのですけれども、これからも事例として検討したいので、 積算した額を、後でも結構ですので、教えていただくように執行部にお願いします。
- o 久保健二議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時36分

再 開 午前10時38分

......

o 久保健二議長 再開いたします。

このまま休憩に入りたいと思います。

.....

休 憩 午前10時38分

再 開 午前10時50分

.....

o 久保健二議長 再開いたします。

まず,内藤美佐子議員の質問に対して保留になっている答弁を求めます。 事務局長。

o 平野健太郎事務局長 お答えいたします。

まず、内藤議員からのご質問で、その協力金の部分で何か目安、単価的なものがあるかというようなご質問でございました。私どもの協力金につきましては、入間東部地区中高層建築物の建築に伴う消防力強化のための消防活動用装備品及び協力金に関する要綱というものがございます。その中で、一定程度の大きさのものの建物の場合、中高層建築物の場合は、平米当たり500円という形で定めております。先ほど消防長のほうが積算という言葉をちょっと使いましたけれども、これはあくまで目安でございますので、これをもって強制力があるとか、そういうような内容のものではございません。あくまで寄附金、協力金としてということで、目安というふうに捉えております。

以上です。

- o 久保健二議長 内藤美佐子議員,よろしいですか。
- o 6 番内藤美佐子議員 はい, ありがとうございます。
- ○久保健二議長 続けて、近藤善則議員からの質疑に対しての答弁を求めます。事務局長。
- ○平野健太郎事務局長 近藤議員からのご質問についてお答えいたします。

先ほど今申し上げたとおり、要綱上、平米当たり500円という形で、目安としては設けてございますけれども、これはあくまで事業者様のほうから協力金という形で、これ強制ではなく任意ということでございます。先ほど消防長のほうから目安よりも少ないというような表現がございましたが、協力金自体は強制ではなくて、中高層建物建築、かなりの件数ございますが、協力金に応じていただけないところも多々ございます。目安としては計算はできるけれども、協力金はなしとか、そういったケースもございますので、ここの部分、積算という言葉を使うと、どうしても強制ではないかというようなイメージになったかと思いますが、これはあくまで積算ではなく目安としてお示ししているものでございます。

以上でございます。

o 久保健二議長 近藤善則議員。

- ○3番近藤善則議員 要綱に基づいて寄附金をお願いしたということだと思うのですけれども、 そうすると中高層とはどのくらいの高さのものが中高層に該当するのかということを、まず それが知りたいということと、2つ伺っていいのですか、質問。
- o 久保健二議長 1 点ずつでお願いいたします。

事務局長。

○平野健太郎事務局長 まず、協力金を頂戴をするといった場合の今の目安として示しているものの中で、軒の高さが15メーター以上の防火対象物、また地下階、地階を除く階数が5階以上の防火対象物である場合に、15メートル以上の階、また5階以上の階における床面積というものを目安の根拠といたしております。

以上です。

- o 久保健二議長 近藤善則議員。
- ○3番近藤善則議員 分かりました。そうすると、それに該当する建物に対して消防の事務組合のほうから寄附金をお願いするという形を取っているのか、その辺どういう取り扱いになっているのか。
- o 久保健二議長 事務局長。
- o 平野健太郎事務局長 お答えいたします。

こちら協力金につきましては、当然防火対象物になりますと、図面等要望のほうで建築の部分で協議かかります。その際に、こういう協力金というものがあるのですよというお話はいたしますが、目安を初めからお示しをして、この金額をというようなことはございません。お話の中で協力いただけるとなった場合に提示をさせていただくという形になってございます。

以上です。

- o 久保健二議長 近藤善則議員。
- ○3番近藤善則議員 要綱があるからそれに基づいて行政として対応していると思うのですけれども、そうするとそういう平米当たり500円というものを定めているような要綱がまだ残っていること自体やっぱり問題があると思うのですけれども、その点について。
- o 久保健二議長 事務局長。
- o 平野健太郎事務局長 お答えいたします。

開発に伴う協力金制度、各市町等も持っていたりとか、廃止の方向で動いている事実は把握しております。寄附金といったところで強制力を伴うという形になりますと、これはちょっとよろしくないものですけれども、今現実のこの我々組合のほうの運用といたしましては、あくまで目安をお示しをして、ご協力いただけない場合にペナルティーを科すとか、そういうことはございませんので、これはあくまで協力金、目安としてお示しをして寄附をいただ

いているという形で進めておりますから、その運用について特に問題があるというふうには 考えてございません。

以上です。

- o 久保健二議長 近藤善則議員。
- **o3番近藤善則議員** 今,目安というような言葉が出てきたのですけれども,その目安というのは積算した額ということなのかどうか。
- o 久保健二議長 事務局長。
- o 平野健太郎事務局長 お答えいたします。

積算という言葉自体がちょっと誤解を生じかねる表現でしたので、私目安というふうに申 し上げていますけれども、その先ほど私がお答えした要綱の中で定まっている基準に基づい てはじいた額を目安というふうに表現をしておりますので、議員さんが今おっしゃった積算 と目安、私が申している目安というのはイコールのものであるというふうに考えております。 以上です。

- o 久保健二議長 近藤善則議員。
- ○3番近藤善則議員 そうすると、もちろん寄附金ですから任意的なものだと思うのですけれど も、その協力金をいただくときには、こういう要綱に基づいてこういうものがありますよと いう説明をして、協力していただくということですか。
- o 久保健二議長 事務局長。
- o 平野健太郎事務局長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、協議がかかるときに、この一定程度の建物というのは我々組合のほうで把握をいたします。その中で、こういう制度がございますということでお示しをして、ご理解をいただけたところから目安をお示しして頂戴をしているというような流れになっております。

以上です。

o 久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

o 久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第1号議案については、会議規則第37条 第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございません か。

[「異議なし」という声あり]

o 久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

[「なし」という声あり]

**o 久保健二議長** これをもって討論を終了いたします。

これより第1号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

o 久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

第2号議案 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 についてを議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

**ο平野健太郎事務局長** それでは、第2号議案 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う 関係条例の整備に関する条例につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料3の条例の概要を御覧ください。こちら整備の経緯につきましては、個人情報の保護に関する法律が一部改正されたことに伴いまして、当組合の情報公開及び個人情報保護制度について、新たな期日に即した規定とするため行うものでございます。この条例では4本の条例改正を行います。

初めに、情報公開条例の一部改正についてご説明いたします。2の(1)を御覧ください。 1つ目の中黒になりますけれども、現行条例では公開対象を「情報」と表しているものです。 公文書に改める改正を本則全般にわたり行います。また、公文書の公開について、現行条例 の規定内容を踏まえつつ関係条文を整備いたします。新たな内容といたしましては、公文書 の存否に関する情報について第9条を追加し、規定をいたします。

次に,(2)の保護審査会条例の一部改正でございますが,こちらは法改正に伴いまして, 審査会の設置根拠となる情報を改正するものでございます。あわせて,審査会の会議の招集 等の条文整備と実施機関について定義を明文化し,追加いたします。

裏面を御覧ください。(3)の審議会条例の一部改正でございますが、先ほどご説明いたしました審査会条例と同様の理由から、定義及び所掌事務を整理いたします。また、審査会条例と同様に会議の招集等の条文整備と実施機関について定義を明文化し、追加いたします。

(4)の行政不服審査法関係手数料条例の一部改正でございますが、当組合の審査会による審査手続は、行政不服審査法の規定にのっとり行われることから、読み替え規定に審査会

を追加する改正となります。

なお、施行日は令和5年4月1日となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

o 久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

[「なし」という声あり]

o 久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第2号議案については、会議規則第37条 第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございません か。

[「異議なし」という声あり]

o 久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

[「なし」という声あり]

o 久保健二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第2号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[举手全員]

o 久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

第3号議案 令和5年度入間東部地区事務組合一般会計予算を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

**ο平野健太郎事務局長** では、第3号議案 令和5年度入間東部地区事務組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料4の令和5年度入間東部地区事務組合一般会計予算概要を御覧ください。

初めに, 1の予算概要でございますが, 令和5年度予算の歳入歳出総額は40億4,812万4,000円となり, 前年度と比べ4億5,238万5,000円の減,率にして10.1%の減となっており

ます。前年度と比べ減額となった主な要因は、平成24年度、25年度借入債の借換債6億 8,890万円が皆減となったことによるものでございます。

次に、歳入予算の主な特徴につきましてポイントを絞ってご説明いたします。(1)、分担金及び負担金の組合市町負担金は、前年度比2億2,750万6,000円増の36億2,015万5,000円となっております。構成市町ごとの内訳につきましては、表にお示ししたとおりとなってございます。

- (2),使用料及び手数料の斎場使用料のうち,火葬場使用料は,高齢人口の増加に伴う火葬件数の増加,管外火葬件数の回復傾向により前年度比853万円の増,葬儀式場使用料はポストコロナを見据え,前年比243万円の増を見込んでおります。
- (3),組合債につきましては、例年借り入れております常備消防、非常備の車両購入のほか、令和5年度に実施する三芳分署空調設備工事、また指令及び無線システム更新に係る実施設計に対し起債を見込んでおります。

次に、歳出予算の主な特徴につきまして、こちらもポイントを絞ってご説明いたします。 2ページをお願いいたします。(2)、し尿処理費は前年比23万円増となっております。こちら令和5年度当初予算全般にわたりますが、電気、ガス料金の高騰の影響が大きくなってございます。し尿処理費につきましては、電気料金が増額という形になっております。

次に、斎場管理費は、電気、ガス料金の高騰により燃料費、光熱水費合わせて約3,600万円 強増加しております。また、火葬炉機能維持に必要な修繕を2,948万円増額し、計画的な長 寿命化を図ってまいります。しののめの里は供用開始後15年を経過し、空調設備に不具合が 目立つようになりました。その都度修繕等で対応しておりましたが、設備更新は必須となる ことから、令和5年度に空調設備更新に係る設計委託料を計上させていただいております。

続きまして、3ページをお願いいたします。(7),警防費は、前年度比1,013万1,000円の減となっております。増減要因といたしましては、東署に配備しております15メートル級はしご付消防ポンプ自動車のオーバーホール費用2,748万4,000円を計上した一方、車両の整備費が前年比で3,686万7,000円の減となったことによるものでございます。

- (9),指揮統制費は,消防指令システム及び消防無線システムの実施設計委託料を計上しております。事業予定といたしましては,令和5年度に実施設計を,令和6年,7年の2か年で更新整備をする予定でございます。
- (11),非常備消防費のうち富士見消防施設費では、防火貯水槽の解体撤去工事費用を計上 してございます。また、ふじみ野消防施設費では、第9分団の車庫の修繕費用、また第7分 団の公共下水道設備工事費用を計上しております。

次に、三芳消防施設費では、第3分団に配備しています車両の更新費用を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

o 久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑の方法については、申し合わせ事項により、歳入及び歳出はそれぞれ一括で質疑を行います。なお、質疑は予算書のページ数や予算科目を示してから発言を行うようお願いいたします。

初めに、歳入の質疑をお受けいたします。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

o 久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、歳出の質疑をお受けいたします。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

本名洋議員。

o 15番本名 洋議員 15番, 本名です。

予算書でいうと15ページになりますが、詳細でお聞きしたいので、事業別内訳明細書のほうでお願いいたします。こちらの14ページになりますが、10の需用費の中で、燃料費、都市ガス代、これは先ほども説明ありましたように、燃料費のほうの高騰、それは十分理解しているところですが、令和4年度に比べて令和5年度予算2.5倍ぐらいかなり大幅に増えているので、その辺りの説明を求めたいと思います。

- o 久保健二議長 事務局長。
- o 平野健太郎事務局長 お答えいたします。

ご指摘の燃料費、都市ガス代の前年度予算との差分でございますけれども、こちらこの料金の単価の高騰と使用料の増加に伴いまして大幅に増加をしておるものでございます。特に要因といたしましては、料金単価の増が主でございます。令和4年の当初予算時においては、年平均で1立米当たり約60円という形ぐらいの積算でございましたけれども、予算積算時においてガス料金の高騰の上振れが非常に大きかったことがございまして、その単価上昇の平均率を加味をいたしまして単価設定をいたしました。令和5年度当初については、大体約166円ぐらいのところを見込んで予算を立てさせていただいております。ですので、その単価の倍率がちょうどその予算額に現れているということでご理解いただければと思います。以上です。

- o 久保健二議長 本名洋議員。
- o15番本名 洋議員 本名です。

では、そのすぐ下ですが、電気料も同様に2.5倍以上の予算計上になっていますが、これ

も同様の理由でしょうか。

- o 久保健二議長 事務局長。
- o 平野健太郎事務局長 お答えいたします。

ご指摘のとおり電気料も同様の理由でございます。ただ、電気のほうは、使用料は令和4年よりもやはり節電等で努めておりますので、令和5年度予算のほうが使用料の見込みというのは抑えてございますが、やはり単価の上昇といったところで大幅な予算増という形になってございます。

以上です。

- o 久保健二議長 本名洋議員。
- o15番本名 洋議員 本名です。

では次に、同じページ、14ページですが、12の委託料でしののめの里の指定管理料という 部分でお伺いいたします。令和5年度指定管理者の更新契約ということで、同じ事業者には なったようですが、金額が若干上がっています。新たな契約において何か内容的に管理運営 の内容について、事業者からの何らかの提案、あるいは組合からの要望等が生かされている のかどうかお伺いいたします。

- o 久保健二議長 事務局長。
- o 平野健太郎事務局長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、令和5年度から指定管理者、指定替えということで、今現在の指定管理者が受ける形になります。指定管理内容につきましては、今あるレベルのものをきちんと引き続きやるということ、また進めながら指定管理者からの提案で受け入れていただく、広げていく業務というのも基本協定の中には盛り込んでおりますけれども、令和5年度のこちらの年間協定につきましては、今の現行と大きな変更はございません。金額の上昇につきましては、主に労務単価の上昇が原因というふうに私どもは捉えております。

以上です。

- o 久保健二議長 本名洋議員。
- o15番本名 洋議員 本名です。

業務内容に大きな変化はないということですが、今回指定管理者、引き続きという形ですが、事業者の選定において、金額だけではなく内容的な部分も加味されたと思いますが、その辺りの説明を求めます。

- o 久保健二議長 事務局長。
- ○平野健太郎事務局長 12月の際に指定管理者の指定に対して議決を頂戴いたしましたけれども、 その際にご説明をいたしたように、選定委員会の中で提案のあった事業者の事業内容、また 金額というよりも事業内容を主に選定を行ってございます。なので、結論といたしましては、

我々今現行のサービスが低下をしてしまうということはもう許されませんので、それがきちんと保障されている、またプラスアルファの提案もこれから先きちんと展開、拡張性があるというか、展望があるということでの委員会が選定をしたという結果になってございます。 以上です。

- o 久保健二議長 本名洋議員。
- o 15番本名 洋議員 本名です。

分かりました。もう一点質問したいのですが、予算書の18ページの4の救急費の部分でお聞きしたいのですが、予算の部分でどの辺りに現れているのかというと、時間外勤務手当等に係る話かとも思うのですが、先ほど管理者より施政方針の中でも救急出動件数が大幅に増えていると。また、それから救急搬送困難事案も起きているというようなお話もございました。この令和5年度については、そのような自体に対してどのような対策が考えられているのかお伺いいたします。

- o 久保健二議長 消防長。
- o木村 誠消防長 お答えいたします。

救急件数の増加の理由に関しましては、やはりコロナの影響が大きいと考えます。ですが、 令和3年度に救急隊を増隊しておりますので、現時点では問題なく対応ができているところ でございます。また、搬送困難事案に関しましては、やはりコロナの影響で病院選定ができ ない。コロナの患者に関しましては、県のほうで病院選定をしますので、どうしてもコロナ 患者の搬送になりますと現場滞在時間が長くなっているのが現状でございます。どうしても コロナに関しましては波がございますし、今後は見通せない状況ではありますが、時間外勤 務手当に関しましては、例年どおりの金額を積算しております。

以上でございます。

o 久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

川畑勝弘議員。

o13番川畑勝弘議員 13番, 川畑です。

それでは、予算の事業別内訳の明細書の15ページになるのですが、款の消防費の中で消防総務の関係について、総務の中の職員の人員の関係について伺いたいと思います。この間に、決算の中でもなかなか人員のほうが足らないという話の中で、先ほど施政方針の中でも警防業務についても複雑多様化という中で、新年度、前年度と比べてもそう変わりはないという状況であるのですが、どのように検討し、今回の予算に反映したのか、その点について伺いたいと思います。

- o 久保健二議長 次長兼消防総務課長。
- o中川一諭次長兼消防総務課長 お答え申し上げます。

今ご質問のありました消防職員の人員の増についてでございますが、今年度の予算につきましても前年度同様の人数で算定をしているところでございます。当消防本部といたしましても、消防職員の充実に関しましては重大な事項と捉えているところですけれども、構成市町につきましても、逼迫する財政状況を受けて、やむを得ず職員の減を進めているところでもありまして、私ども消防も可能な限り職員の増員をせずに必要な消防サービスの提供を考えていかなければいけないと考えているところでございます。

当消防本部の考え方といたしましては、まずは職員一人一人の能力を向上させることで不足する部分を補っていくという考えであります。幸いにして当消防本部は、組合議員の皆様、構成市町のご理解をいただきまして、西消防署と東消防署に建設された訓練施設等を活用した訓練を実施することによって、他の消防本部の職員よりも能力の高い職員の育成を図ることができていると考えております。

また、予防業務等の事務的な部分につきましても、組合の大講堂等を活用して予防担当者会議を適宜開催し、能力の向上に努めているところでございます。そういった中にありましても、現有の消防力では住民サービスの提供に支障を来すおそれがあると考えられる場合には、これまで令和3年度には救急隊1隊の増隊による人員増等を行ってきたところでもございます。いずれにいたしましても、最小限の費用で最大限の効果を目指しながら、住民サービスの提供に支障を来すことがない消防力の提供について、私ども消防本部と構成市町において必要な調整を適宜図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- o 久保健二議長 川畑勝弘議員。
- ○13番川畑勝弘議員 全体の考え方は分かりました。総括すれば少数で頑張っていくよというような話であるのですが、実際この2市1町の中でも人口が増え、そして中高層の建物も増えているというのが現状であって、または救急搬送も増えていると。そういった中では限界があるというのが、こう見えているデータの中で情報が見えるのかなと。それを少数でというところではなく、その辺を具体的にやっぱり示して考えていく必要があったのではないかというふうに思うのですが、その辺の見解を伺いたいと思います。
- o 久保健二議長 次長兼消防総務課長。
- o中川一諭次長兼消防総務課長 お答え申し上げます。

川畑議員おっしゃっているとおり、人員の配置に関しましては、消防本部といたしまして も重要な部分と捉えているというところでございます。その辺をとにかく住民サービスに支 障を来さない、そこを最優先に考えて、そういった課題に対して早めに構成市町と協議を重 ねていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**o 久保健二議長** ほかに質疑はございませんか。

細谷光弘議員。

o 5 番細谷光弘議員 細谷です。

事業別の内訳明細書の中の81ページの17番の備品購入費,三芳町消防団第3分団車両更新につきまして,予定では何月頃更新予定でしょうか。

- o 久保健二議長 警防課長。
- o大野一郎警防課長 お答えいたします。

例年車両の更新につきましては、新年度早々車両の入札を行います。5月、6月ぐらいをめどに車両の入札を行いまして、12月もしくは年明けに納車を目指して契約を結ぶ予定でおります。

以上です。

- o 久保健二議長 細谷光弘議員。
- o 5 番細谷光弘議員 細谷です。

車両にはホースカーがついているとは思うのですが、手動なのか電動なのか。

- o 久保健二議長 警防課長。
- o大野一郎警防課長 お答えいたします。

消防団に限っては電動ではなくて手動,人力の落車ということに仕様書はなっております。 以上です。

- o 久保健二議長 細谷光弘議員。
- ○5番細谷光弘議員 また、ホースカーの中の新しいホースというのは、この車両購入によって 何本かついているのか、これもちょっとお伺いします。
- o 久保健二議長 警防課長。
- o 大野一郎警防課長 お答えいたします。

例年各消防団、分団に対して1本の新品のホースを予算計上しているわけでございますけれども、車両更新につきましては、構成市町のご理解とご協力の下、17年更新という個人計画で定められております。それに伴って車両の積載に関しましては全て積載資機材、新しく更新します。落車の積算、ホースについても新しく積載する予定でこれから仕様書を作成してまいります。

以上です。

- o 久保健二議長 細谷光弘議員。
- **○5番細谷光弘議員** 同じ29ページなのですが、12番の委託料の中の15メートル級はしご消防ポンプ自動車オーバーホールにつきまして、この内容についてお聞きします。
- o 久保健二議長 警防課長。
- o大野一郎警防課長 お答えいたします。

はしご車のオーバーホールに関しましては、納車から7年を迎えるところで、業者の推奨

といたしましてオーバーホールが提供されております。その後その点検を経て、5年ごとにオーバーホールというところで実施をしているところです。この15メーター級もそうなのですけれども、38メーター級もそうですが、実際の毎年の保守点検とは違いまして、はしごの梯体、それと各種部品を全部ばらして、通常保守点検では目視での点検でしかないところを全て梯体をばらして詳細な点検を行います。必要に応じて時間数を目安に各部品を交換するといったところで、保守点検と違って一定の期間業者に預けまして点検をする内容となっております。

以上です。

- o 久保健二議長 細谷光弘議員。
- o 5 番細谷光弘議員 細谷です。

となりますと、このオーバーホールに関しましては、車両全ての部品等の交換が含まれていて、新たに何か予算が増えるようなことはない、費用が増えるというようなことはないということでよろしいでしょうか。

- o 久保健二議長 警防課長。
- o大野一郎警防課長 お答えいたします。

予算積算のときにメーカーのほうには積算の根拠を求めておりますので、基本的にはこの 予算で対応できると認識をしております。

以上です。

- o 久保健二議長 細谷光弘議員。
- o 5 番細谷光弘議員 細谷です。

今,相当の時間がかかるようなお話だったのですが,この車両のオーバーホールの期間というのはどのぐらいを予定されているのですか。

- o 久保健二議長 警防課長。
- o大野一郎警防課長 お答えいたします。

これから詳細な日程調整には入るのですけれども、あと時期です。私ども管内38メーター級と15メーター級2台しかございませんので、1台オーバーホールに入りますと長期間現場離脱するというところもありますので、その辺の時期については調整をすると。期間につきましては今後業者とも調整を図りますけれども、おおむね1か月から2か月というところで認識しております。

以上です。

- o 久保健二議長 細谷光弘議員。
- o 5番細谷光弘議員 細谷です。

その1か月,結構長い間そのはしご車がいなくなってしまうわけですが,何か特に対策,

代車とかそういったものはないということでよろしいですか。

- o 久保健二議長 警防課長。
- o大野一郎警防課長 お答えいたします。

対策といたしましては、基本的に西消防署のほうに38メーター級のはしご車がございますので、そちらが運行、正常な場合には全面的に管内をカバーするという状況です。万が一そちらのほうも不具合が生じた場合には、近隣の消防本部と応援協定を結んでおりますので、そちらから応援をいただくという形になっております。

以上です。

**o 久保健二議長** ほかに質疑はございませんか。

塚越洋一議員。

- ○14番塚越洋一議員 予算全体について言えることなのですけれども、少子化が言われる中で、 構成団体でも育児休業の問題であるとか、それからまた女性が働きやすい職場づくりという 課題がございますが、本予算編成の中でそういう点で特別に今年度配慮していく点がありま したら、そこのところをお答えいただきたいと思います。
- o 久保健二議長 事務局長。
- o 平野健太郎事務局長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、育児休業、少子化対策というか、今年度令和5年度の当初予算の積算に当たって、特段それを目的として予算を増額したことはございませんが、ただ職員研修の内容ですとか、あと先般可決いただきました育児休業の関係の条例です。制度が変わってございますので、そういう制度周知ですとかそういった部分を通じながら、より取りやすい職場というような形で、意識を少しずつかもしれませんけれども変えていきたいと。予算を伴わないけれども、そういう形で取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

- o 久保健二議長 塚越洋一議員。
- o14番塚越洋一議員 ぜひその辺,執行の中でしっかりお願いしていきたいと思います。

また,女性職員が安心して働きやすい職場づくりという点では,どういう点のご配慮があったのでしょうか。

- o 久保健二議長 事務局長。
- o 平野健太郎事務局長 お答えいたします。

女性職員が働きやすい環境といったところで、まず物理的な面から申しますと、各更衣室 の扉にオートロックに近い、番号錠みたいなもので、そういうものを令和4年度において完 全に整備をさせていただきました。まずそれが居室の安心感といったところにつながってま いるかと思います。あと、当組合は消防本部、女性消防職員が入ったのが結構全国的にも早 いほうでございまして、なおかつ女性消防職員の比率も全国的に見ても多い形になりますので、そういったところが今後の女性職員さんのところにも資するものであると思いますし、 やはり人数が来ているということは、それなりの成果がきちんと出ているというふうに捉えてございます。

以上です。

o 久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

篠田剛議員。

o8番篠田 剛議員 篠田でございます。よろしくお願いいたします。

内訳書の29ページ,款4の消防費,節17備品購入費に関わることでお尋ねしたいと思います。埼玉県企業局が上南畑産業団地を整備しておりまして,それの企業誘致を始めたところでございます。そういった中で,誘致した企業が,形態によっては特別な消火剤または機器が必要になる可能性もあろうかと思いますが,その辺の企業局との連携,また情報収集の取組,そしてそれが事前に県とやらないで,各企業が決まった段階で開発の書類が出て,それで対応していくのか,その辺の考え方を教えていただきたいと思います。

以上です。

- o 久保健二議長 事務局長。
- o 平野健太郎事務局長 お答えいたします。

予定されておる開発等に伴って、どういった企業が入ってくるかといったところは、全くちょっと当組合のほうでもまだ情報収集といったところまでに至っておりません。議員ご指摘のとおり、特殊な建物とかそういうような需要というものがあるのかないのか、開発の部分でこちらのほうも把握はできますし、あと必要に応じて今おっしゃっていただいたように、県企業局等と連絡を密にしながら対応ができるものかどうか、これはすぐに対応が、予算が大きいものでございますので、そういったところはしっかりと情報を仕入れるというのをまずご協議したいというふうに考えてございます。

以上です。

**o 久保健二議長** ほかに質疑はございませんか。

村元寛議員。

o 2 番村元 寛議員 村元です。

予算書で17ページの例えば時間外勤務手当ですとか、あるいは後ろのほうに出てくる備品等について、やはり先ほど5類になるということで、これから情勢の変化というのが見込まれていくと思いますけれども、その辺は予算編成の段階では管理がされていたのかを1点だけお聞かせください。

o 久保健二議長 事務局長。

o 平野健太郎事務局長 お答えいたします。

まず、救急件数の増加等に伴うものについては、先ほど消防長が答弁したとおりでございます。新型コロナウイルス感染症の特殊勤務手当につきましては、やはり5類感染症になるよといったものは、まずあくまで予定でございますので、件数的にきちんと実績を把握しながら必要な予算として計上をさせていただいております。5類感染症になった暁には支給要件を失うことになりますので、執行がされないというような形になってございます。

以上です。

o 久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

o 久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって歳出の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第3号議案については、会議規則第37条 第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございません か。

[「異議なし」という声あり]

o 久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

討論は原案に反対の方から発言を許可いたします。

〔「なし」という声あり〕

**o 久保健二議長** 次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

本名洋議員。

**o15番本名 洋議員** 本名です。第3号議案 令和5年度入間東部地区事務組合一般会計予算に ついて賛成の立場で討論を行います。

まず、しののめの里の運営についてです。令和5年度指定管理が契約更新となりました。 施設も徐々に老朽化してまいりましたが、計画に基づきしっかり維持管理していただきたい。 業務内容についてもモニタリング調査の結果などを踏まえ、業務状況を組合としてもしっか り把握し、また利用者の利便性、サービスを優先に、引き続き管理責任を果たしていくこと を求めます。

また、消防の関係では人員の充足、特に予防関係ではこれまでも指摘してきました。もち ろん能力向上や職員の育成は非常に重要なことでありますが、人員の拡充をぜひすべきです。 災害の多発、流通倉庫の大型化、高層住宅の増加など、状況の変化に応じた人員、体制の強 化を求めます。 育児休業の取得や、あるいは女性職員の働きやすい環境などより一層の努力を求めます。

新型コロナウイルス感染症がなかなか終息しない中,職員,特に救急隊員の負担が長期に わたり続いています。職員の健康管理には特別の留意,配慮を求めると同時に,職員の皆様 のご尽力に感謝申し上げ,賛成討論とします。

o 久保健二議長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

o 久保健二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第3号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

o久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

第4号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

**ο 平野健太郎事務局長** 第4号議案 監査委員の選任についてご説明申し上げます。

こちらは、このたび現在の監査委員である堀江委員が令和5年6月25日をもって任期満了となることに伴いまして、新たに玉田修氏を監査委員として選任するため、議会の同意を得ようとするものでございます。

玉田氏の経歴につきましては、参考資料7のとおりでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

o 久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

o 久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第4号議案については、会議規則第37条 第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございません か。

[「異議なし」という声あり]

o 久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって, 委員会の付託を省略することに決定いたしました。

本案は人事に関する案件でありますので, 先例により討論を省略し, 直ちに採決を行います。

これより第4号議案を採決いたします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

o 久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第4号議案はこれに同意することに決定いたしました。

.....

- △日程第5 委員会提出議案審議
- ◎委第1号議案 入間東部地区事務組合議会個人情報の保護に関する条例
- **o 久保健二議長** 日程第 5 , 委員会提出議案審議を行います。

委第1号議案 入間東部地区事務組合議会個人情報の保護に関する条例を議題といたしま す。

議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

塚越委員長。

○塚越洋一議会運営委員長 入間東部地区事務組合議会個人情報の保護に関する条例について提 案理由を説明します。

個人情報の保護に関する法律の一部改正及び入間東部地区事務組合個人情報保護条例の 廃止に伴い,議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、この案 を提出するものです。

o 久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

[「なし」という声あり]

o 久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております委第1号議案については委員会提出議案です。よって、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託は行いませんので、よろしくお願いいたします。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

o 久保健二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより委第1号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[举手全員]

o 久保健二議長 挙手全員であります。

よって、委第1号議案は原案のとおり可決されました。

.....

△日程第6 閉会中の継続調査の申し出について

○久保健二議長 日程第6, 閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、次期議会の会期 日程等の議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査 の申出がありました。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ござ いませんか。

[「異議なし」という声あり]

o 久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって,委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

- ◎管理者あいさつ
- **o 久保健二議長** 挨拶のため管理者から発言を求められておりますので,これを許可いたします。 林管理者。
- **o林 伊佐雄管理者** 閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては,ご提案申し上げました議案に対し,慎重なるご審議の上, ご可決を賜り,誠にありがとうございました。

議員の皆様からいただきましたご意見やご提案につきましては、今後の組合運営に生かしてまいります。

さて、ふじみ野市及び三芳町選出の議員の皆様におかれましては、議員任期の満了が間近 となりましたが、これまでの間、組合行政発展のためにご尽力賜り、心から感謝を申し上げ ます。

結びに、私ごとでございますが、3月31日をもちまして管理者としての任期が満了となります。4月1日からは高畑ふじみ野市長が管理者となりますが、今後は副管理者として星野副管理者とともに高畑管理者を支えながら、さらなる組合行政発展のため努力してまいる所存でございます。

また、これまで消防行政に尽力された木村消防長が3月31日をもって定年退職となり、平

野事務局長も派遣期間満了に伴い,三芳町に帰任となります。4月からは新たな執行部体制となりますが、引き続き管内における住民の安全安心と衛生的な生活環境の確保を図るため、組織一丸となり業務に邁進してまいります。

議員の皆様におかれましては健康にご留意され、より一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

.....

### △閉会の宣告(午前11時44分)

o 久保健二議長 お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第8条の規 定により閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

o 久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって, 本定例会は閉会することに決定いたしました。

これをもって令和5年第1回入間東部地区事務組合議会定例会を閉会いたします。